

【提出上の注意】

この様式は、貸金助成額及びOJT実施助成額の算定をする場合の様式となっております。
 なお、通信制の訓練を含む訓練等について、スクーリングを実施した場合、通信制の訓練の実施状況についてはスクーリングを実施した時間についてのみ提出してください。
 なお、育児休業中の訓練等又はグローバル人材育成訓練のうち海外で訓練等を実施する場合の貸金助成はありませんので、提出不要です。

【記入上の注意】

- 1 欄は、年間職業能力開発計画（訓練様式第3号）と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 欄は、年間職業能力開発計画（訓練様式第3号）と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 3 欄は、助成対象者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記入してください。
- 4 欄は、助成対象者ごとの助成対象となるOFF-JTの貸金助成の対象となる時間数（訓練様式第8-1号のOFF-JT実施状況報告書の7欄の貸金助成対象時間数）（職業能力検定又はキャリアコンサルティングを実施した場合は当該時間を含めること。）を記入してください。
- 5 欄は、OJTを実施した場合に助成対象労働者ごとの助成対象となるOJTの実施助成対象時間数（訓練様式第9-1号のOJT実施状況報告書の6欄の時間）を記入してください。
- 6 欄は4欄の合計と貸金助成額を記入してください。貸金助成額の100円未満は切り捨ててください。助成単価については、該当する区分にレ点をつけてください。
 なお、1人1コースあたりの助成時間の上限は1,200時間となります。ただし、認定職業訓練又は、専門実践教育訓練を受ける場合は1,600時間を限度とします。
- 7 欄はOJTを実施した場合に7欄の合計とOJT実施助成額を記入してください。OJT実施助成額の100円未満は切り捨ててください。
 なお、1人1コースあたりのOJT実施助成の助成時間の上限は、特定分野認定実習併用職業訓練及び認定実習併用職業訓練については680時間、中高年齢者雇用型訓練については382.5時間となります。

【その他】

- 1 貸金助成及びOJT実施助成については、所定労働時間内において実施された訓練のみが助成対象となります。そのため、**所定労働時間外及び休日に実施した訓練等が含まれる場合には、当該時間は助成の対象にはなりません**（ただし、所定休日を予め振り替えて実施した場合はその限りではありません。）。
- 2 助成対象となる被保険者は、訓練実施計画届の提出時の添付書類である「訓練別の対象者一覧」（訓練様式第4号）に記載の被保険者となります。
 そのため、「訓練別の対象者一覧」に記載のない者が受講しても助成対象にはなりません。

○ 一般訓練コース及び特定訓練コース

【中小企業事業主】

	OFF-JT				OJT	
	貸金助成額 (1人1コース1時間あたり)		経費助成率 (1人1コースあたり)		実施助成額 (1人1コース1時間あたり)	
	生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合	
一般訓練コース	380円	480円	30%	45%		
特定訓練コース(※)	760円	(割増分) 200円	45%	(割増分) 15%	665円	(割増分) 175円
労働生産性向上訓練						
若年人材育成訓練						
グローバル人材育成訓練						
熟練技能育成・承継訓練						
認定実習併用職業訓練						
中高年齢者雇用型訓練	60%	(割増分) 15%				
特定分野認定実習併用職業訓練						

※若者雇用促進法に基づく認定事業主（訓練計画提出時までに認定されている場合）又はセルフ・キャリアドック制度導入企業（訓練計画提出時までに就業規則に規定し労働基準監督署に提出している場合（常時10名未満の労働者を使用する事業主の場合は、就業規則の実施について事業主と従業員全員の連名の連署による申立書の添付でも可）又は労働協約に制度を規定し労働組合と使用者の双方が署名又は記名押印している場合）が実施する訓練等の場合は、経費助成率について30%のものを45%、45%のものを60%にそれぞれ引き上げて支給する。（特定分野認定実習併用職業訓練を除く）

【大企業事業主】

	OFF-JT				OJT	
	貸金助成額 (1人1コース1時間あたり)		経費助成率 (1人1コースあたり)		実施助成額 (1人1コース1時間あたり)	
	生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合	
特定訓練コース(※)	380円	(割増分) 100円	30%	(割増分) 15%	380円	(割増分) 100円
労働生産性向上訓練						
若年人材育成訓練						
グローバル人材育成訓練						
熟練技能育成・承継訓練						
認定実習併用職業訓練						
中高年齢者雇用型訓練	45%	(割増分) 15%				
特定分野認定実習併用職業訓練						

※若者雇用促進法に基づく認定事業主（訓練計画提出時までに認定されている場合）又はセルフ・キャリアドック制度導入企業（訓練計画提出時までに就業規則に規定し労働基準監督署に提出している場合（常時10名未満の労働者を使用する事業主の場合は、就業規則の実施について事業主と従業員全員の連名の連署による申立書の添付でも可）又は労働協約に制度を規定し労働組合と使用者の双方が署名又は記名押印している場合）が実施する訓練等の場合は経費助成率について30%のものを45%にそれぞれ引き上げて支給する。（特定分野認定実習併用職業訓練を除く）

【事業主団体等】

	OFF-JT
	経費助成率 (1人1コースあたり)
一般訓練コース	30%
特定訓練コース	45%